平成２７年（フ）第８６８号
横浜市港北区高田西３丁目12番３―104号
債務者　佐藤加奈恵（旧姓小曾納）
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４１号
横浜市緑区十日市場町875番地10　リフレヴィラ105号
債務者　高塚　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
岡山市東区瀬戸町光明谷239―３、住民票上の住所岡山市北区伊福町２丁目８番９号小室アパート１Ｆ西号
債務者　仁科　孝行
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３２１号
福岡市早良区田村２丁目９番19―204号
破産者　高杉　昭仁（旧姓川邉）
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２７号
福岡市博多区博多駅南３―２―３　フェリックス博多ビル901、登記記録上の本店所在地福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目８番12号
破産者　株式会社エイチアイエスプランニング
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１６号
福岡市東区東浜１丁目１番１号
破産者　株式会社Ｊｅｗｅｌ　ＣｏＣｏ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１９号
福岡市博多区中洲２丁目７番12号
破産者　株式会社アール
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２号
三重県四日市市大字西阿倉川986番地２、前住所三重県鈴鹿市江島台１丁目６番１号
破産者　藤原　郁男
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７３号
三重県四日市市大字西阿倉川986番地２、前住所三重県鈴鹿市江島台１丁目６番１号
破産者　藤原小津江
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４４号
仙台市若林区長喜城字鉄砲前16番地の11
破産者　株式会社アルモ空調サービス
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６０号
横浜市磯子区杉田４丁目８番22号
破産者　株式会社クサノ
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２２号
横浜市都筑区佐江戸町224番地
破産者　ダイヤバース株式会社
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２２号
横浜市中区太田町１丁目18番地
破産者　シンクロテック株式会社
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
岡山県岡山市東区河本町325番地５雇用促進住宅２号棟307号室、開始決定時の住所岡山県赤磐市桜が丘西６丁目３番７号
破産者　安達　惠子
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１６６９号
福岡市博多区博多駅南５丁目７番26号
破産者　菱興設備株式会社
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４号
三重県津市河芸町千里ヶ丘64番地１
破産者　國吉　俊哉
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津98番地５
破産者　有限会社西田建設
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１３２号
福島県二本松市杉田仲之内112番地３
破産者　有限会社興栄工業
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１６５号
愛知県一宮市萩原町冨田方字八剱40番地の１
破産者　有限会社エブリガードサービス
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部